

平成27事業年度

〔 自 平成27年 4月 1日
至 平成28年 3月 31日 〕

第 1 1 期

事 業 計 画

中日本高速道路株式会社

I. 高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下、「会社法」という。）第10条に基づき、高速道路株式会社（以下、「会社」という。）が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、高速道路会社法施行規則第11条第1項で規定されているとおり、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該事業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

平成27事業年度の事業計画については、事業全体としては総額約7,657億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は約7,227億円の事業費を予定している。資金計画については、合計約5,811億円の資金を借入金などで調達する予定である。収支予算については、当期純損失としては約32億円発生する見込みである。

II. 事業計画

1. 高速道路事業に係る事業計画

平成27事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧その他の管理で構成される。

高速道路の新設、改築については、事業が進捗している道路や大都市圏ネットワークを形成する道路の整備を重点的に、信頼性の高い高速道路ネットワークを構築し、安全・安心・快適な高速道路を提供するため、約4,630億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと約4,398億円）を予定している。

また、本事業年度内には、第二東海自動車道（浜松いなさJCT～豊田東JCT）5.5km、近畿自動車道名古屋神戸線（四日市JCT～四日市北JCT）4km、東海環状自動車道（東員～四日市北JCT）2km、計6.1kmの完成を予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理については、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕、長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模更新及び大規模修繕を実施するため、約2,596億円の事業費を予定している。

なお、他の会社の事業範囲における高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る平成27事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	第二東海自動車道など計6道路265kmの新設、中央自動車道など計6道路41kmの改築	4,630
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理	中央自動車道など計16道路2,042kmの維持、修繕等 中央自動車道など計16道路268kmの大規模更新及び大規模修繕	2,596
会社法第5条第2項に規定された以外の高速道路における新設、改築		—
会社法第5条第2項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		—
合計A（高速道路事業）		7,227

2. 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

平成27事業年度における高速道路事業以外の事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他の事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理に関しては、高速道路の供用に伴う新規のサービスエリア等の建設及び利用者への適正なサービスを実施するために必要な既存サービスエリア等の管理を行うために、事業費約143億円を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等に関しては、高速道路事業に関連する他の道路事業等の委託事業を着実に実施するため、約254億円の受託事業費を予定している。

その他事業に関しては、トラックターミナル事業、道路占用施設活用事業、広告事業、物販事業、コンサルティング事業、旅行業、会員カードサービスのほか、新たに事業を展開するために、約34億円事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の事業に係る平成27事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	第二東海自動車道岡崎サービスエリアなど計8箇所の建設 中央自動車道談合坂サービスエリアなど計199箇所のサービスエリア・パーキングエリアの管理	143
国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等（※1）	「近畿自動車道伊勢線（名古屋西JCT～飛島JCT）の新設事業の施行に関する細目協定」に基づく受託工事ほか	254
会社法第5条第2項に規定された以外的高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理		—
その他の事業	トラックターミナル事業、道路占用施設活用事業、広告事業、コンサルティング事業、旅行業、会員カードサービス事業ほか	34
合計B(高速道路事業以外)		431

合計（A+B）（全事業）		7,657
--------------	--	-------

※1 この中には、会社法第5条第5項に基づいて、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等の所要資金3億円を含む。

■資金計画書

平成27事業年度の資金計画は下記のとおりである。

単位：億円

科目	合計	金額	
		高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
(営業的収入)			
高速道路事業営業収入	6,009	6,009	
関連事業営業収入	422		422
S A・P A事業収入	139		139
その他の事業収入	29		29
受託事業収入	254		254
営業外収入	0	0	0
(資本的収入)			
社債・借入金	5,811	5,811 (5,811)	0
機構からの無利子借入金	4	4 (4)	
社債	3,000	3,000 (3,000)	
民間借入金	2,808	2,808 (2,808)	0
前期繰越金	1,576	1,443 (589)	132
合計	13,818	13,264 (6,401)	554
支出の部			
(営業的支出)			
高速道路管理費	1,228	1,228	
道路維持管理費	599	599	
道路業務管理費	384	384	
一般管理費等	245	245	
道路資産賃借料	4,545	4,545	
関連事業管理費	372		372
S A・P A事業管理費	88		88
その他の事業管理費	31		31
受託事業営業費	254		254
(資本的支出)			
高速道路新設・改築費	4,630	4,630 (4,611)	
新設・改築費	4,398	4,398 (4,379)	
一般管理費	145	145 (145)	
支払利息等	87	87 (87)	
高速道路修繕費	1,368	1,368 (1,243)	
修繕費	1,271	1,271 (1,170)	
一般管理費	82	82 (59)	
支払利息等	15	15 (15)	
関連事業建設費	58		58
S A・P A事業建設費	55		55
その他の事業建設費	3		3
社債等償還金	10	0	10
次期繰越金	1,606	1,493 (546)	114
合計	13,818	13,264 (6,401)	554

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※高速道路事業欄の括弧書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画である。

※上記計数は、消費税を含む。

■収支予算書

平成27事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円

科目	合計	金額	
		高速道路事業	高速道路事業以外
I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	13,672	13,672	
(1) 料金収入	6,079	6,079	
(2) その他収入	7,594	7,594	
・道路資産完成高	7,594	7,594	
2. 営業費用	13,703	13,703	
(1) 道路資産賃借料	4,217	4,217	
(2) 道路資産完成原価	7,634	7,634	
(3) 管理費用	1,337	1,337	
・維持修繕費	554	554	
・管理業務費	361	361	
・一般管理費	216	216	
・租税公課	20	20	
・減価償却費	186	186	
(4) 引当金等	515	515	
高速道路事業営業利益	△ 30	△ 30	
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益	369		369
(1) SA・PA事業収入	129		129
(2) その他の事業収入	27		27
(3) 受託事業収入	213		213
2. 営業費用	361		361
(1) SA・PA事業費	114		114
(2) その他の事業費	34		34
(3) 受託事業費	213		213
関連事業営業利益	8		8
全事業営業利益	△ 22	△ 30	8
III. 営業外収益	0	0	0
IV. 営業外費用	10	10	0
経常利益	△ 32	△ 40	8
V. 特別利益	0	0	0
VI. 特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	△ 32	△ 40	8
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
法人税等調整額	0	0	0
当期純利益	△ 32	△ 40	8

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※上記計数は、中日本高速道路㈱単体の収支予算である。

※引当金等は、マイレージ等による割引額である。

※上記計数は、消費税を含まない。

※高速道路事業における損失については、高速道路事業に係る利益剰余金を活用して、道路資産の形成を行い、機構への無償引渡を行う事業（40億円）を含む。